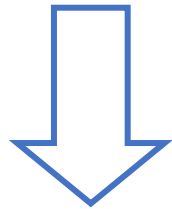


相談支援従事者初任者研修 コース選択について

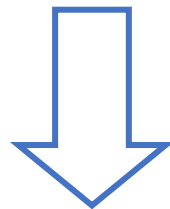
相談支援専門員
となる者

講義未受講
または
令和2年度以前に
講義のみ受講済

令和3年度以降に
講義のみ受講済



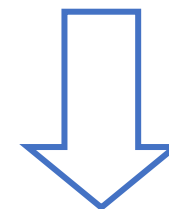
全日程コース



演習のみコース

サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者
となる者

※サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者になるためには
別途「サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修」
の受講が必要です。

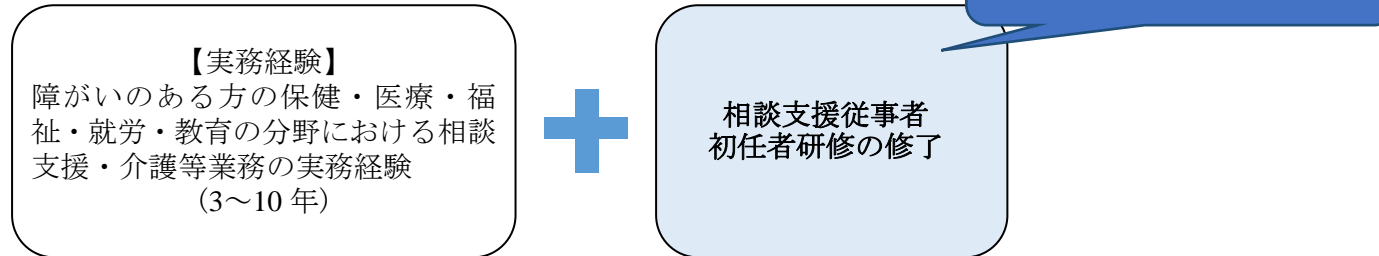


講義のみコース

※令和3年度以降に講義のみ（2日間）受講済の方は、演習のみコースの申込が可能です（全日程受講も可）。
※令和2年度以前に講義のみ（2日間）を修了した方で、相談支援専門員として従事したい方は全日程コースを受講する必要があります。

申込にあたっての注意事項

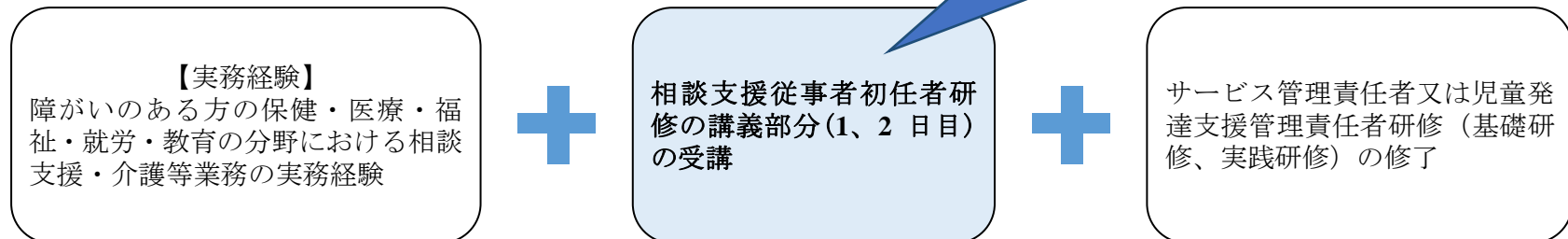
1. 相談支援専門員の要件



◎実務経験と研修修了の要件を両方満たした場合のみ、相談支援専門員の資格を得たことになります。

※相談支援専門員は、初任者研修修了の翌年度から起算して5年のうち1回「相談支援従事者現任研修」の受講が必要です。

2. サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件



◎実務経験と研修修了の要件を両方満たした場合のみ、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の資格を得たことになります。

※相談支援専門員として従事する場合は、未受講分(演習5日間)を5年以内に受講する必要があります。

※本研修は、それぞれ上記図内の色がついている部分になります。

相談支援専門員の要件となる実務経験

下記の①～④のうち、どれかに該当する者

※ A～Eの期間が重複する場合は、何れかの期間のみを算定します。

従事経験に関するお問い合わせは、事業所所属の市町村へご確認下さい

- ① Aの期間が3年以上ある者
- ② Bの期間とCの期間が通算して5年以上
- ③ Dの期間が通算して10年以上である者
- ④ Bの期間とCの期間とDの期間が通算して3年以上かつEの期間が5年以上ある者

業務の範囲	従事内容	実務経験年数
相談支援業務	A ア 平成18年10月1日に現に障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業、精神障がい者地域生活支援センターの従事者である者で、平成18年9月30日までに当該相談支援業務に従事した期間	3年以上
	B ア 障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者	5年以上
	イ 児童相談所、身体障がい者更生相談所、精神障がい者地域生活支援センター、知的障がい者更生相談所、福祉事務所の従業者	
	ウ 障がい者支援施設※1、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設※3、の従業者	
	エ 病院若しくは診療所の従業者（社会福祉主事任用資格者、Eの国家資格を有する者、上記アからウに掲げる従業者である期間が1年以上の者に限る）。	
	オ 障がい者職業センター、障がい者雇用支援センター、障がい者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務の従事者	
カ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障がいのある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者		
直接支援業務	I 障がい者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設※3、病院又は診療所の病室であって、療養病床に係る施設の従業者 II 障がい福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従業者※4 III 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者	5年以上
	上記I～IIIに掲げる施設において、下記1～4の資格を有して直接支援業務並びにその指導	
	1、社会福祉主事任用資格を有する者 一 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（3科目主事） 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 三 社会福祉士 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 五 その他同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの （一）精神保健福祉士 （二）学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者	
	2、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者	
	C 3、保育士 4、児童指導員任用資格者 一 学校教育法の規定による大学の社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（卒業証書、学位記等により確認） 二 小学校・中学校・高等学校のいずれかの教諭の免許状取得者 三 厚生労働大臣指定の児童指導員養成校を卒業した者 四 児童福祉施設での実務経験者（高等部以上卒業で2年以上の実務経験） 5、精神障がい者社会復帰指導員（精神障がい者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当） 一 大学で心理学、教育学の課程を修めて卒業した者。または心理学、教育学の課程で優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院へ入学を認められた者 二 大学で社会福祉に関する科目を修めて卒業した者。または社会福祉に関する科目を修めて大学院へ入学を認められた者 三 高校または中等教育学校を卒業した者などで、2年以上精神保健福祉に関する業務に従事した者	
D 上記I～IIIに掲げる施設において、Cの1～5の資格に該当せず直接支援業務にあたったもの	10年以上	
該当者 国家資格	E 国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	上記B～Dに従事した期間が通算して3年以上で、かつ国家資格による業務に従事した期間が5年以上

- ※ 1 障がい者支援施設とは、障がいのある方につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスを行う施設及び旧法施設が該当します。
- ※ 2 「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターが該当します。
- ※ 3 「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
- ※ 4 「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第10条の4第1項第1号の措置に係る者又は介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

(注)

- 1 ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。
- 2 公的な補助金または委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。(H18.8.24 主管課長会議資料)
- 3 公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従業者について、次の要件をいずれも満たす場合に、上記Bのアに準ずる事業の従事者として、相談支援専門員の要件として実務経験を満たすこととする。
 - ・当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。
 - ・当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。(H23.10.26 事務連絡)
- 4 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23 サビ管Q&Aを準用)
- 5 実務経験となる障がい児関連施設として、児童相談所の他に、知的障がい児施設、肢体不自由児施設、重症心身障がい児施設、重症心身障がい児(者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2 Q&A)
- 6 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。(H18.8.24 主管課長会議資料)

サービス管理責任者の要件となる実務経験について

令和7年5月26日更新
福岡県福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室

以下のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する者であること。

- Ⅰ ①および②の期間が通算して5年以上
- Ⅱ ③の期間が通算して8年以上
- Ⅲ ④の期間が通算して3年以上、かつ①から③までの期間が通算して3年以上

① 相談支援業務

次のAからFまでに掲げる者が、**相談支援の業務**(※1)に従事した期間

A	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体・知的障害者相談支援事業 の従事者
B	児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター の従業者
C	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター の従業者
D	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター の従業者
E	特別支援学校 の従業者
F	病院、診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修(旧:訪問介護員2級以上)に相当する研修の修了者、④に掲げる資格を有する者、AからEに掲げる業務に1年以上従事した者)

② 直接支援業務(社会福祉主事任用資格者等)

次のAからEに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等**(※2)が、**直接支援の業務**(※3)に従事した期間

A	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所の療養病床 の従業者
B	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅生活支援事業 の従事者
C	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 の従業者
D	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所 の従業者
E	特別支援学校 の従業者

③ 直接支援業務(社会福祉主事任用資格者等でない者)

②のAからEに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

④ 有資格者(国家資格等)

以下の資格を有する者が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理士

※1 相談支援の業務…身体上若しくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※2 社会福祉主事任用資格者等…社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修(旧:訪問介護員2級以上)に相当する研修の修了者、保育士、児童指導任用資格者、精神障害者社会復帰指導員

※3 直接支援の業務…身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、ならびにその者およびその介護者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、ならびにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練または職業教育に係る業務

- 注 ◆ 本資料は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年9月29日厚生労働省告示第544号)」を基にした参考資料です。一部簡略化しておりますので、詳しくは当該告示をご確認ください。
- ◆ 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言います。(例:5年以上の実務経験…従事期間5年以上かつ従事日数900日以上)
 - ◆ 社会福祉主事任用資格者等の実務経験については、資格取得以前の経験年数も含めることができます。
 - ◆ 老人福祉施設とは、老人福祉法第5条の3に規定されており、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターを指します。
 - ◆ 老人居宅生活支援事業とは、老人福祉法第5条の2に規定されており、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業を指します。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

令和7年5月26日更新
福岡県福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室

以下のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する者であること。

- Ⅰ ①および②の期間が通算して5年以上、かつ⑤の期間を除いた期間が3年以上
- Ⅱ ③の期間が通算して8年以上、かつ⑥の期間を除いた期間が3年以上
- Ⅲ ④の期間が通算して5年以上、かつ①から③までの期間を通算した期間から⑤、⑥を除いた期間が3年以上

① 相談支援業務

次のAからFまでに掲げる者が、**相談支援の業務**(※1)に従事した期間

A	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体・知的障害者相談支援事業 の従事者
B	児童相談所、児童家庭支援センター、身体・知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター の従業者
C	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター の従業者
D	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター の従業者
E	学校（大学を除く） の従業者
F	病院、診療所 の従業者（社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修（旧：訪問介護員2級以上）に相当する研修の修了者、④に掲げる資格を有する者、AからEに掲げる業務に1年以上従事した者）

② 直接支援業務（社会福祉主事任用資格者等）

次のAからEに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等**(※2)が、**直接支援の業務**(※3)に従事した期間

A	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所の療養病床 の従業者
B	障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅生活支援事業 の従事者
C	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 の従業者
D	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所 の従業者
E	学校（大学を除く） の従業者

③ 直接支援業務（社会福祉主事任用資格者等でない者）

②のAからEに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

④ 有資格者（国家資格等）

以下の資格を有する者が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理士

⑤

以下のAおよびBを合算した期間

A	老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター の従業者が、相談支援の業務に従事した期間
B	老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所の療養病床、老人居宅生活支援事業、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所 の従業者で、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間

⑥

老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所の療養病床、老人居宅介護等事業、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所 の従業者で、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

- ※1 相談支援の業務…身体上もしくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者または児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務
- ※2 社会福祉主事任用資格者等…社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修（旧：訪問介護員2級以上）に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員
- ※3 直接支援の業務…身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者または児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、ならびにその者およびその介護者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、ならびにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練や職業教育等の業務

注 ◆ 本資料は、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）」を基にした参考資料です。一部簡略化しておりますので、詳しくは当該告示をご確認ください。

- ◆ 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言います。（例：5年以上の実務経験…従事期間5年以上かつ従事日数900日以上）
- ◆ 社会福祉主事任用資格者等の実務経験については、資格取得以前の経験年数も含めることができます。
- ◆ 老人福祉施設とは、老人福祉法第5条の3に規定されており、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターを指します。
- ◆ 老人居宅生活支援事業とは、老人福祉法第5条の2に規定されており、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業を指します。